

# 国民健康保険料 減免申請後の保険料通知などに関するお知らせ

## 減免申請の受付

申請される場合は、「全期（前納用）」の納付書は使用しないでください。すでに前納された場合は保険年金課資格賦課担当までご連絡ください。  
(収入状況の改善など、減免申請事由に変更があった場合、速やかにお申し出ください。)



## 審 査

当市減免要綱に則り、減免の可否、減免額の審査などを行います。  
審査期間は受付日から1週間から2週間程度です。



## 減免（決定・不承認）通知書の送付

減免が認められた場合、減免決定通知とともに保険料更正通知書を送付します。また、減免後の期別の納付書が同封されています。（ただし、口座振替納付を設定されている場合、納付書は同封されず、ご指定の金融機関より口座振替となります。）

減免後についても各期の納付期限までに納付して頂くこととなりますが、減免申請月の期別分は元の金額、元の納付期限での納付が必要となります。

なお、減免が認められなかった場合、減免不承認通知が送付されます。

減免決定（不承認）後の期別額での納付が困難な場合は、収納滞納整理担当までご相談ください。

収納滞納整理担当：072-958-1111（代表） 内線 1750・1751